

第 2 回 上福岡市・大井町法定合併協議会

平成 1 6 年 1 2 月 1 日（水曜日）

午後 2 時開会

上福岡市フクトピア 多目的ホール

事務局 間もなく会議の方も始めたいと思いますが、ここで一つお願いがございます。各委員さんの前にありますマイクでございますが、こちらの方は前回とまた変わりました、大変恐縮でございます。マイクはスイッチが入っております。ただ、ご発言いただく際に、多少指向的なものもございますので、発言される際にはマイクの方をお向けいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、時間となりました。皆様、大変お待たせいたしました。本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから上福岡市・大井町法定合併協議会の第 2 回会議を開催いたします。

ここで欠席委員のご報告を申し上げます。4 号委員の小林弘和様から本日欠席のご連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

また、本日は、一般の傍聴の方、報道関係者、そして行政関係者が入場しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、本合併協議会の会長であります武藤上福岡市長からごあいさつをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、皆さん、こんにちは。武藤でございます。

さて、早いもので、きょうから師走ということになるかと思います。委員の皆さんには、1 年のうちで最も忙しい時期にご参加をいただきまして、本当にありがとうございます。本協議会のご出席、心からお礼を申し上げたいと思います。ある面で、本協議会がこうした熱意ある皆さん方のご参加のもとに進められますことは、何よりも心強いというふうに思っております、この 1 市 1 町の合併協議に対する期待を強く受けとめているところであります。

本日の協議案件は 16 件ほどございますが、積極的な協議とともに、会議の円滑な運営にご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

きます。本日は大変ご苦労さまでございます。

事務局

ありがとうございました。

ここで、議事に入ります前に、まず資料の確認をさせていただきますと思います。本日の資料につきましては、表紙に第2回会議資料と記しておりますが、こちらが本日の資料でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、法定合併協議会だより創刊号、それから新市名の公募の関係のチラシを委員さんの方には配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会の規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いします。

会長（議長）

それでは、議事に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。

委員の皆さんには大変お忙しい中ご出席をいただいておりますので、会議については建設的な意見等をいただきながら、効率的に進行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質問につきましては、お一人3回、そして一応予定といたしましては、4時30分ぐらいまでの終了を予定しておりますので、ぜひ皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、会議を進めたいと思います。

まず、ただいまの出席委員は25名でございます。会議の定則数に達しておりますので、規約第10条第1項の規定により本日の会議が成立しますことをご報告させていただきます。

なお、本日の議事につきましては、あらかじめ配付しております第2回会議資料の会議次第に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議資料の1ページにあります会議次第をごらんください。本日の協議事項は、任意協議会で協議した結果を踏まえまして、法定協議会としての方針を確定するために提案したものであります。

それでは、最初に、協議事項の協定項目10、新市建設計画、第1章～第3章について協議をします。

事務局の説明をお願いいたします。

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。それでは、協定項目10番、新市建設計画の第1章～第3章について説明をさせていただきます。

当初は、第3回会議で提案の方、させていただく予定でしたが、第1章から第3章までの基礎データの部分につきましては本日協議していただくことになりました。そして、第4章から第6章までについてなのですが、この三つにつきましては次回の会議に提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3ページの方をごらんください。第1章、序論としまして、合併の必要性和効果ということについて掲載しております。(1)は、共通する生活圏への対応としましては、日常的な生活圏や経済圏が行政区域を越えて一体化しております。住民にとっては市町境を意識することは薄れてきております。合併によりまして、共通する行政課題に関する諸施策を一体的に進めることができ、また効率的・効果的なまちづくりが可能になりますということで、(1)は掲載しております。

次に、(2)は少子高齢化への対応です。3ページのグラフは、日本の年齢別人口推計を、そして4ページの方には埼玉県の年齢別人口推計を掲載しております。グラフで見させていただきますと、三角印のところが高齢者人口を示しております。見ていただきますと、ごらんのようになら今後さらに少子高齢化が進むことがわかりいただけるかと思っております。そのための対応としまして、合併によって行財政基盤を強化するとともに、子育て支援ですとか医療体制の充実、地域に密着した住民サービスを提供する必要が出てまいります。

次に、4ページ、(3)番としまして、高度・多様化する住民ニーズへの対応としまして、今後の財政状況がさらに厳しくなると予想されまして、限られた財源の中で住民ニーズへのこれらの対応が難しくなってくるような状況がございます。したがって、合併によって、小規模な市町村では設置が困難な女性政策ですとか、国際化、情報化、そして福祉関係などの専任の組織や職員を置くことができ、専門的かつ高度なサービスの提供と多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。

また、(4)としまして、地方分権への対応がございます。国・県からの権限移譲によりまして、市町村の行政サービスは複雑化・高度化し、行財政基盤の弱い市町村では十分な対応ができなくなります。合併によりまして、効率的な行財政運営、自立性の高い財政の確立など、総合的な観点から行財政基盤を充実し強化することが可能になります。

次のページを開いていただきますと、(5)、厳しい財政状況への対応としまして、国の行財政改革によります地方交付税ですとか国庫補助金の削減など、今後の地方自治体の財政運営はますます厳しい状況となります。したがって、合併によって行政組織のスリム化ですとか、事務事業の見直し、そしてまた民間委託の推進などによりまして簡素で効率的な行財政運営が可能になります。

以上、五つの項目を合併の必要性として掲げさせていただきました。

次に、6 ページの方に移りますが、ここには計画策定の方針ということで、前回第 1 回会議で確認いただきました内容に従いまして掲載をしております。

次に、7 ページ、8 ページをごらんください。まず、第 2 章、1 市 1 町の概況ということで、1 番が位置と地勢、右側のページには地目別面積をグラフでお示しました。このグラフで見えますと、宅地と雑種地、合わせまして 50 % を上回りまして、東京近郊のベッドタウンとしての宅地化が進んでおるような状況が見られます。

次に、9 ページを開いていただきますと、国勢調査に基づきました総人口の推移になります。平成 12 年の国勢調査による人口が 10 万 118 人でございまして、10 年前、平成 2 年に比べますと 2,144 人ふえておりまして、2.1 % の増加となっております。

右ページには、年齢 3 区分別の人口の推計になります。こちらですと、平成 12 年の国勢調査による年齢 3 区分別人口では、年少人口が 14 %、生産年齢人口が 73.4 %、高齢者人口が 12.6 % を占めております。10 年前、平成 2 年に比べますと、高齢者人口は 5.6 % の増加、年少人口は 2.6 % 減少、生産年齢人口が 3.0 % 減少しておりまして、少子高齢化が進んでいる状況であります。

次に、11 ページをごらんいただきますと、世帯数の推移になります。こちらは平成 12 年の国勢調査によりますと、1 市 1 町の世帯数は 3 万 8,318 世帯で、10 年前の平成 2 年に比べまして 4,043 世帯ふえ、11.8 % の増加となっております。1 世帯当たり人数を見ますと、2.6 人と年々減少しているのがおわかりいただけたと思います。

次に、12 ページの方には、3 番としまして主要指標の推計ということで、総人口の推計を行っております。ここで資料の訂正をさせていただきたいと思いますが、グラフの平成 17 年の人口が 11 万 2,100 人ということでなっておりますが、これを 10 万 8,000 人に訂正をお願いしたいと思います。平成 17 年の「112,100」という数字を「108,000」に訂

正をお願いいたします。また、平成27年のところの人口が「127,432」となっていますが、これを「127,000」に訂正をお願いいたします。

この1市1町の将来推計人口は、上福岡駅西口の市街地再開発事業ですとか、団地の建てかえ、また、ふじみ野駅周辺の区画整理地内などの開発、それと含めまして、民間の開発によりまして人口の増加が見込まれまして、平成27年には約12万7,000人に達するという事で推計がされました。

次のページをごらんください。こちらは人口構成比の推移になります。恐縮ですが、このページにも訂正箇所がございます。上から2行目になりますが、平成12年の「14.0%」というのを「12.6%」に訂正をお願いいたします。そして、その右側の「平成22年には20.8%」とありますが、それを「平成27年には24.5%」という事で訂正をお願いいたします。そして、下から2行目、「平成22年には64.0%」とありますが、それを「平成27年には61.6%」という事で訂正させてください。これにつきましては、第3回、次の会議のときに訂正したものを一緒にお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、このグラフを見ていただきますと、少子高齢化の進展によりまして、グラフのひし形の部分になりますが、年少人口が横ばいを示す一方、三角印の高齢者人口が急激な増加が予想されるところでございます。

次に、14ページにつきましては、就業人口です。将来の就業人口としますと、第1次産業と第2次産業が減少し、小売・飲食・通信・運輸などのサービス業などの第3次産業の就業人口の増加が予測されます。

次、15ページをお開きください。こちらは第3章としまして、新市建設の基本方針になります。任意協議会で作成されましたまちづくりビジョンの内容になっております。新市の将来像としましては、3本の基本理念を掲げております。まず、1番としますと、環境と調和したまちづくり、2番としまして市民の創造性を育むまちづくり、3番目にパートナーシップによるまちづくりです。そして、この基本理念を達成するために、都市イメージである将来都市像として、「健康安心 生きがい都市」ということになっております。

16ページには、この将来都市像を達成するための五つの基本方針を掲載しております。1番としまして、環境にやさしい安全・安心なまちづくり、2番としまして、夢のある心豊かなまちづくり、三つ目に、個性輝く活力あるまちづくり、4番目に、生涯安心して暮らせる福祉のまちづくり、5番目としまして、スリムで効率的な協働のまちづくりです。

次に、17ページ、18ページをごらんください。初めに、17ページの方で、土地利用についての基本的な考え方ということで、3項目を掲げております。一つとしますと、自然環境・歴史文化遺産の保全と活用、二つ目に長期的視野に立った都市基盤の整備、三つ目に圏域内交通ネットワークの活性化ということの基本に据えまして、4番として、土地利用区分別の基本方針を掲げております。基本方針の中としますと、1番として住居系地域、2番に商業系地域、3番、工業系地域、4番、農業系地域という区分に従いまして、それぞれの土地利用を進めることとなります。右ページにはその図面をつけさせていただきました。

簡単ですが、以上で協議事項、新市建設計画の第1章から第3章までということで、説明の方を終わらせていただきます。

会長（議長）

ご苦労さまでした。

ただいま協議事項の協定項目10の新市建設計画、第1章～第3章について、事務局から説明がありました。資料は3ページから18ページまででございます。

この案についてご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

西村委員。

西村委員

文言の間違いではないかという指摘と、この数字はどういうふうに理解したらいいかということと、あと統計上、ちょっとわからない点がありますので、質問させていただきます。

まず、文言の間違いではないかという点で、7ページの位置と地勢というところで、まず1行目の北側と東側は川越市に隣接していますという、この東側は西側の間違いではないか。それで、南側は三芳町、西側は富士見市というのは、西側は、これは東側の間違いではないか。その2点です。

それと、9ページの人口と世帯ということで、人口の10年間にわたる人口増が2,144、それに対して世帯の方の増加が4,043ということで、我々一般的に考えると、世帯数の方が少なく、人口の方がふえるという感覚がするのですが、これを見てと、世帯数はふえているのだけれども、4,000。人口の方が2,000というので、ちょっとこの辺の数字の違いというのがよく理解できないので、ご説明いただければと。こういう内容ですよということでご説明いただきたいと思います。

それと、もう一つは、8ページに地目別面積というのがあ

るのですが、これは多分県に提出している統計の関係で、こういう表示になってしまうのだらうと思うのですが、我々の合併とか進めていく上では、例えば工業関係だとか商業関係だとか、そういう数字も必要ではないかと思うのですけれども、その辺のところは全然表記されていないというので、何か補足がありましたら説明いただければと思います。

以上でございます。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、最初にご指摘いただきました7ページ、確かにご指摘のとおりです。北側と西側が川越市、東側が富士見市ということで、これは次回、あわせて訂正の方をさせていただきます。

そして、ページでいきますと隣のページです。地目別面積についてなのですが、これにつきましては、一般的な登記上の地目ということで、実際には21ぐらい地目があるかと思うのですが、それに基づきました区分ということで今回させていただきました。この中で、その他というところがかなり大きい部分を占めていまして、21%あるのですが、この辺につきましては公衆用道路ですとか、公園ですとか、そういったものが含まれているので、その他ということで数字も大きくなっております。

今ご指摘いただきました商業系の地域がどのくらいなのか、工業系の地域がどのくらいなのかということでございますが、その辺については今回載せてはおらないのですが、ちょっとその辺データが、用途地域、地目別のこういった形でデータはあるのですが、実際に商業地域がどこからどこまで何平米ですとかというそのデータは持ち合わせておりませんので、その辺につきましては、最終的には17ページ、18ページの中で、土地利用ですとか、そういったところで実際用途が、住宅系なのか、農業系なのかということでの区分になってくようかと思います。

そして、もう一点、世帯数と世帯当たり人口ですか、この推移なのですが、これちょっと聞き漏らしてしまったのですが、済みません、11ページの方でちょっと見ていただきますと、折れ線グラフの方で示しているのが、これが1世帯当たりの人口になりまして、例えば昭和55年で見ますと1世帯当たり3.14人いたのですが、平成12年には2.61人という形で、1世帯当たりの人数が減ってきております。したがって、人口の増加に比べて世帯当たりの増加というのがふえていくと、そういう傾向がございますので、ご理解いた

だきたいと思います。
以上です。

会長（議長） よろしいですか。

西村委員 また後で。

会長（議長） ほかにございますか。
塚越委員。

塚越委員 住民が合併について是非を論じる場合、新市建設計画は大変大事な要素だと言えるわけです。そういう点で、できるだけ努力をして、わかりやすいものにしてほしいなと思います。

第１点目で、全体的なことなのですが、２市２町の時もそうでしたが、任意協のとき申し上げたのですが、上福岡市と大井町の既存のそれぞれの基本構想、基本計画をそのままあわせたというのは、こういう合併協議会という性格上、そこから出られないという制約性、限界性を持っているというのは十分わかっているのですけれども、しかし合併ということを経験した計画として住民に提示するならば、当然大井町、上福岡市にはそれぞれの自治体として、都市として、自立性を持って存在するというそういう都市機能と、それから合併することによって一つの自治体になるということについての都市機能では、やはり構造的に変わってくるということが当然あると思うのです。それが一体何なのかということについての課題提起という表現がどこにも見当たらないわけです。だから、これを見た住民の方は、合併することによってどうなっていくのかということが、今の計画をただあわせただけだと、よく見えてこない。そうすると、いいのだから、悪いのだからわかりにくいという、そういうことになるのではないかと思うのです。こうだということは、やっぱり性格上、言い切れないのだけれども、問題提起や課題提起としての表記というのは、やはり住民に対してのわかりやすさという点で表現があった方がよろしいのではないかなというふうに思います。当然道路網や土地利用についても、そういうことが言えるのではないかと思うのです。

それから、細かいこと、人口推計の中で、年齢３階級別の人口推計で、上福岡市、大井町のトータルのグラフは載っているのですけれども、上福岡市がどれだけで、大井町がどれだけで、それでトータルだとこれだけだというふうに表記していただかないと、合併しない場合とした場合との人口の３

区分別の現状なり推移が住民に見えないわけです。それは、なぜそういうのを出されないのかということです。これが2点目。

それから、細かいので、申しわけないのですが、7ページのところで、位置、地勢というのがございます。さっき、東と西が逆になっていたのですけれども、地質のところですが、地質は関東ローム層で形成されというふうになっていて、これは全部関東ローム層ではなくて、東側流域、東部は一部、第4期沖積層でありますので、全部がローム層と言うと、これは不正確な表現になるのではないかなというふうに思います。それがどうしてそういうふうになるか。できるだけ正確な表記をした方がよろしいと思うのです、全部台地ではありませんので。水田もあります。

それから、土地利用のところなのですが、これは従来2市2町のときにやっていたのをそのまま持ってこられたと思うのですが、商業系のところ、18ページ、色がついていて赤丸がございすけれども、かなり昔つくった計画のをそのまま持ってきたので、現状踏襲で書かれたと思うのですが、現状は相当変わってしまっているのです、例えば250メートルメッシュなら250メートルメッシュ切って、商業統計調査に出てきている売り場面積、商業床面積等の全建物床面積に対する比率とかというのは多分出せると思うのですけれども、そういう形で現況を反映した図面をつくっていかないと、やっぱり住民が、合併した場合、しない場合を判断して、土地利用がどうだということがなかなか見にくいと思うのですが、そういうやり方はできなかったのかどうなのか。職員だけでやっているのです、大変だと思いますけれども、当然そういう基礎データはあると思いますので、その辺の努力はしていただきたいなと思いますが、どんなものでしょうか。

それから、全体のことになってしまうのですけれども、今回、1章、2章、3章だけなのです。次の3回会議で、4、5、6章をやるということですが、やはり新市建設計画との一体性を持っていますので、完全に切れてしまうものではないので、全体的議論をどうするのか、ちょっと論議の進め方についても、最後お伺いしておきたいというふうに思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 5点ほどご質問いただきました。
最初にございましたのが、基本構想を張り合わせただけで

はないかというようなご質問でございましたが、これは任意協議会の中でも、まちづくりビジョンは新市建設計画の素案とするというような形で決定をされましてつくられたのですが、何にしましても、1市1町の議会で議決をいただきました総合計画、これを重視するのは当然なことでございますし、第1回会議で、その辺、1市1町の総合計画を優先してというようなことで方針の方も決められましたので、そういった方向はやむを得ないのかと思います。

それとあと、課題とかそういったものを提起できないのかというご質問ですが、これにつきましては新市の建設計画でありまして、課題がないということで、新しい市になったときの計画ビジョンをつくるわけですから、この中でこういった課題があるのかとか、そういったものは通常はのせないのが普通ではないかと思います。

そして、2番目としまして、人口推計につきまして、3区分別の大井町、上福岡市、別々に載せない理由は何なのかということでありましたが、特に意図があってそうしたわけではございませんで、新市の建設計画ですから、新しい市になったときがどうかというのが結論でありまして、それぞれ、例えば七つあるから七つ、市町村ごとに出して、トータルを出すとか、そういうことでございまして、あくまでも新市、一つになったときの数字というようなことでございまして、こういった掲載の方法をとらせていただきました。ただ、その前のページ、12ページの方には、上福岡市、大井町ということで、こういった形で表示はしてございます関係もありますので、掲載スペースとかの関係もありますので、次の第3回までには検討はさせていただきたいと思います。

それと、あともう一点は、7ページの地質の関係で、関東ローム層だけではないよというお話しがありました。これはたしか上福岡市ですか、大井町ですか、そちらの総合計画の位置と地勢というような状況の中で、関東ローム層という形で表示あったものですから、それをとらせていただいたものでして、その辺、すべてそういうことでないということであれば、この辺につきましても、次回、ほかの部分とあわせて訂正したものを出させていただこうと思います。

そしてまた、土地利用についてということで、いろいろ現状に合っていないというようなお話しございましたけれども、実際には都市計画につきましては、新市になって、都市計画マスタープラン、こういったものを改めてつくっていく必要があるかと思います。そしてまた、今大井町につきましては、富士見都市計画、上福岡市につきましては上福岡都市計画ということで、その名称自体も別になっておりますが、

その辺につきましても、合併して当分は今の状態のままだが踏襲して生きていく形になって、その後、地域の状況ですとか現状を把握したものを含めて、県の都計審ですとか諮って、そういった都市計画の変更ですとか、そういったものになっていくのだと思います。

最後に、5番目として、4章から6章一緒に出すべきではないかというお話しございましたが、1章から3章までにつきましては、あくまでデータの部分でございまして、おおむねほとんど任意協の中で了解いただいた部分だと思ひまして、今回事前に提案をさせていただきました。ですから、次の4章から6章につきましては、新市の施策ですとか、県事業ですとか、あと財政計画含めたものを一緒にお渡しするというような形になっております。ただ、今回の部分につきましては、見ていただきますと、人口の推計ですとか、現状ですとか、そういった形ですので、その辺ご了解いただければなと思います。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 最初の基本構想、基本計画をあわせたものでという、そういう限界性は当然のことなのです。それは私も同じ考え方なのです。ただ、合併した場合こうなりますよ、現状ではそれぞれの市ではこうですよということとの対比において、やはり主権者である住民がどういう課題が出てくるのかということがわかるようにすることが、この法定合併協議会のつくる新市建設計画の大事な点であるし、責務ではないかなと思うのです。当然これが法定協議会で決まれば、決まったものを住民が判断して、合併を是と非ということでそれぞれの議会が議決をしていくわけです。ですから、そのところわからない状態だと、私はおかしいのではないかなと思うのです。のせないのが普通だという、今事務局の答弁なのですが、どこでもこれが問題になるわけなのです。従来計画の張り合わせの範囲でやっているのだけれども、課題設定をしていないために見えにくい。いざやってみたら、やっぱりこういうのがいろいろ出てきたとかということになってしまうと思うのです。

特に、大井町と上福岡市の場合には、大井町と三芳町、大井町と富士見市の場合だと、富士見都市計画区域ということで、都市計画区域との一体性があって、この間30年ほどやってきているわけです。上福岡市は、早く上福岡都市計画区域に指定されたために都市計画区域が別になっていたとい

うことで、土地利用計画や、また幹線道路の整合性についても、計画決定時点で整備、開発、保全の方針の中での調整ということをしていないまま現在に至っているという特性があるわけです。そういうところを二つをあわせたときに、新しいまちをつくるのだといったときに、ではそのことが住民にとって利益になることなのか、そうではないのかという、その判断がつきにくいだろうということで私は申し上げたわけなのです。やはり主権者である住民にわかりやすいような課題抽出をするということが親切なつくり方ではないかなというふうに思いますので、そのところの考え方を聞いておきたいというふうに思います。

それで、土地利用現況なのですけれども、将来のことはわからないと思うのですが、少なくとも現状ぐらいは、できるだけ現状に合ったものでやっぱり書いていかないと、実際今、商業床面積はここに書いてあるような状況の比率で配分されていませんので、現状認識が大きく食い違ってしてしまうのではないかと思います。この間の大型店の出店状況とか、また沿道サービスの店舗の展開状況は、従来の状況を大きく変えていますので、やはりそこも随分前のものを出すのではなくて、直近の数字を積み上げたものでご提示いただくのが正しいのではないかと思います。それはできないのでしょうか、その辺のところをお聞きいたします。

それから、人口の方も、さっきの3階級別、3区分別ですが、これは最初のところの問題提起のところから少子高齢化という問題が出されているのです。そうすると、少子高齢化の問題を上福岡市と大井町がどういうふうに現状を見て、将来それぞれどうなのだと。だけれども、これが合併するところなのだとということで、少子高齢化という問題がそれぞれに見えて、それで合計しても見えるということが、やっぱり判断の上で必要ではないかと思うのです。合計人口では、上福岡市、大井町合計というグラフがついているのですが、3区分人口ではこれはついていない。その判断がなかなかつきにくいというか、現状が見えにくいのです。そのところは改善できないものか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今3点ほどご質問ございまして、最初のご質問は、課題というものの記載ができないのかというご質問でございますが、これにつきましては序論の最初のページから、序論、合併の必要性和効果というところで、例えば（１）、共通する生活圏への対応ということで、（１）の下から3行目までに

については、これが課題です。共通する生活圏への対応としての課題。その対策として、その下の2行になります、合併によつての効果ということで、ですからこういった課題としますと、(1)から(5)番まで、共通する生活圏の対応から始まりまして、厳しい財政状況への対応ということで、こういう課題が投げかけられておりまして、そのためにどうするのかということで、合併の必要性になってくる。これが掲載しております。

そしてまた、次に土地利用計画について、古いものなので、直せないかというご質問ですが、この図面として今おつけしております18ページですか、これにつきましては、大まかなといいますか、図面として、道路ですとか鉄道の線は入れてあるのですが、大体この地域についてはこういう方向でいくのだよといった大まかな図面にしか作成はできません。それが具体的になるのは、先ほども言いましたが、用途地域ですとか、そういったものを含めた図面、都市計画図になってくると思うのですが、これにつきましても、さっき言いましたが、都市計画マスタープランの関係、新市になってからの具体的な土地利用を踏まえての県協議ですとか住民の意向を把握した中での土地利用、あと現状に合った土地利用という形が出てくるのだと思います。

それと、3点目に、高齢化の面につきましてそれぞれの1市1町別を出せないかということで、最初もご質問いただきましたが、これにつきましては、ここで掲載したのは新市になってどうなのかということでありましたが、その辺、次のときには出すようにということで、先ほどもご答弁したとおりです。

以上です。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 12ページの人口推計のことでお伺いいたします。

平成17年につきましては、計画人口というふうに書かれていまして、説明のところでも、実績人口ではない、総合計画で定めた計画人口だというふうには説明が書かれているのですけれども、平成17年の場合には既の実数が出ているというふうには思うのです。それですので、参考で申しわけないのですけれども、今わかるようでしたら、平成17年度のそれぞれの市町の計画人口と、それから今の実数、4月1日時点になるのかと思いますけれども、わかりましたらお知らせをいただきたいと思います。16年です。済みません。現在の数値がわかりましたら、教えていただければと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 12ページの人口のところですが、これは国勢調査のデータということで載せさせてもらいまして、ですから5年ごとにやっていますので、平成17年とあるところは、平成17年の10月1日の国勢調査の人口になりますので、ここでは数字は出てきません。それで、平成22年のところ、11万7,000人ということで入っていますが、これは両方の1市1町で総合計画の中で人口を設定しておりまして、その人口をプラスした人口が11万7,000人ということでございます。この平成17年の人口につきましては、先ほど修正の方をさせていただきましたが、10万8,000人ということで訂正させていただいたとおりでございまして、ちなみに平成16年1月1日の人口でよろしいのであれば、データありますので、紹介させていただきますと、上福岡市が5万4,679人、大井町が4万7,092人、合計しますと10万1,771人です。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。
山川委員。

山川委員 それでは、伺わせていただきます。

全体的にまず伺いたいのですが、9ページの中にあります平成7年が減少した理由として、霞ヶ丘団地と上野台の建てかえに伴い、平成3年から入居募集が停止されて、居住者が移転した結果というふうに出ています。それで、実を言いますと、この計画全体の中には、今後上野台団地及び西口再開発、それから駒林の区画整理事業などで人口もふえるというふうに書いているのですが、このことについてはどのように人口推計の中に推計をされているのか。人口の世帯、人口の推移、それから先ほど出ました総人口の推計というのは、国勢調査人口を用いたというような、これは昭和55年から平成12年までですね。それであと、総合計画で定めた計画人口を用いたというのですが、これらの就業人口や人口構成比の推移などにはどのように反映されたのか、この点について、まず伺わせていただきたいと思います。

二つ目は、この計画をそれぞれ見ておきますと、まず計画策定の方針の基本方針という中にもありますけれども、ごめんなさい、基本方針ではないですね。盛んに、このまちづくりについては住民とのパートナーシップということが言われております。例えば、15ページのパートナーシップによ

るまちづくり、それからその前にも出ているわけです。つまり住民と一緒にまちをつくり上げるのだというような方針のようですが、この点についてはどのようなことを想定しているのか。住民参加をどのような形で新市建設計画の中で反映をしているのかという点について、言葉面というか、言葉だけでなく、どういうふうに反映する方針なのかということについて伺わせてください。

まず最初に、その二つをお答えください。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、9ページのところで人口の推移ということで、上福岡市霞ヶ丘団地、上野台団地、その他、転入転出された一因ということでございますが、これ個別に従前従後ということで数を調べまして、その増加見込みとしてふえるというのが出ていますので、その影響として、ここにうたわせてもらいました。単純に12ページの方、将来推計人口ということで、一般的な将来人口の推移としますと、コーホートですとか、いろんな人口の推計の方法あるのですが、そういった一般的な方法をやりますと、例えば出生比率ですとか、死亡の比率ですとか、そういったものを単純にやっていると、1市1町の場合は多分総人口が下がっていくような傾向があるのだと思うのです。これは全国的に、平成27年ですか、その辺を頂点に全国規模で人口というのは減少していくのだというのが、たしか人口問題研究所の方で発表されているので、出ていると思うのですけれども、そのやり方でいきますと、そのやり方といいますのは、一般の開発事業ですとか、そういったものを加味していませんでやっているものですから、1市1町の場合、それが当てはまらないことになります。したがって、12ページの人口推計につきましては、過去、昭和55年から5年ごとの国勢調査の増減、人口を、回帰分析と言いますが、点で散らばっているやつを二次関数を使いまして、その双曲線の方程式を求めまして、それについて平成22年は計画人口11万7,000人がありますので、それに近づくような形での放物線を描く形で途中の人口を出しています。ですから、平成27年につきましても、その放物線を描いた中の数学の計算式の中で12万7,000人という将来人口を算出しております。

それとあと、2番目のご質問で、パートナーシップということで、住民と一緒にどういう提案、想定をしているのかということでございますが、これにつきましては新市の建設計画でございまして、新市になってから、その施策としてやっ

ていく段階になりまして住民の意向を酌み入れた形でやっていくのだというのが内容になるかと思います。ですから、ここではこの新市建設計画をつくるために住民の意見をどう反映するのかということではなくて、新市になってからの方法、基本的な理念、その辺のところで、合併しても住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、パートナーシップをとって事業を進めていくのだと、そういうことで考えていただければと思います。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 人口推計というのは、税金の税収、また費用、それぞれについて財政計画に大変大きく影響するものです。これが、政府などが示しているようなコーホート方式ではなくて、国勢調査の10年間をトレンドして、そして二次関数を使ってやったということなのですけれども、これでは私は財政計画に大きなひずみが生まれるのではないかなというふうに懸念いたしますが、その点についてはどうなのでしょう、伺います。

それから、もう一つ、いみじくも事務局がおっしゃったように、パートナーシップについては、新市になってからの趣旨といたしますか、精神をうたっているものだというふうに言っていらいっしゃいますけれども、今は法定合併協議会の審議でございます。この中でこういうパートナーシップと盛んに書かれていても、現実に1市1町が合併をするか、しないかについて、住民投票もしない、そして住民への説明会もしない。大井町には住民投票を求める住民請求が出るという事態で、このままこういうような状態で押し切るというのは、全く絵にかいたもちだというふうに思うのですが、この点については新市からの計画だからいいのだということでの答えに変わりはないのでしょうか。まず、それについては、会長、副会長にお答えを願いたいと思います。

以上です。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 最初の、人口推計の形で将来的な財政計画どうなのだという話のご質問だけお答えさせていただこうと思いますが、人口推計の将来人口にあわせまして、13ページの方の下にお示ししてあります年齢別人口の推移、その上の構成比の比率、これもリンクしておりますので、12ページの人口にあ

わせた形で高齢者がふえていって、なおかつ少子化が進んで、生産年齢人口が下がっていくというのがございます。これにつきましても、財政計画の方でも、実際には生産年齢人口が下がっていくわけですから、今までの税制度、所得税の割合ですとか住民税、その辺の比率の税制度の関係がなければ、財源的には少なくなっていくということになるのだと思います。ですから、将来人口の推計にあわせまして、そういった高齢者の割合、3区分別のところの割合も同じように考慮しておりますので、ご承知ください。

以上です。

会長（議長） では、私の方から申し上げます。

今事務局の方で申し上げましたように、パートナーシップそのものというのは、計画案が出てきて初めてそれは実行されることであって、事務局の説明のとおりだというふうに私は解釈しています。

副会長、どうぞ。

副 会 長 同様の答えなのですけれども、いわゆる住民の声を聞くという意味でのご質問があったと思いますが、それは各構成市町でいろんな手段があると思いますので、それらを駆使して意見を聞くということによろしいのかなというふうに思っております。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 人口推計の問題ですが、これはリンクしているのは当然でして、人口構成比の推移、この人口構成比の推移について、高齢者人口、ゼロ歳から14歳、15歳から64歳、65歳以上というような形で推計が、先ほどの人口推計のトレンドに基づいた国勢調査に基づいた推計であるということは、もちろんそのとおりでなければならないというふうに思うのです。しかし、生産人口の比率、それらはやはりかなりきちんとした形で推計をしないとまらないものだし、ましてコーホート方式でないということになると、この正当性といいますか、正確性というのが、正確性といっても予想ですから、本当に全く同じだというふうにはいきませんが、より正確なという方法であるということをややはり証明しなければならないというふうに思うのですが、この点については、他の合併協議会などでは国勢調査などでコーホート方式でやっているのではないかと思います。この点についてお答えをお願いします。

二つ目の住民投票の問題、また調査の説明会の問題です。これは私が聞いているのは、法定合併協議会、この協議会が新市の計画を示す場合に現在が問われるわけです。現在どんなことをやっていて、新市計画がどのようなものができるのかというのは、市民の皆さんの、やはり重大な関心事であるわけです。ところが、現在住民投票もする考えもなく、また説明会も、この合併協議会としてはしないということになりますと、住民投票も合併協議会ではしないし、説明会もしないとなると、やはり私は新市建設計画が幾らいいものを書いても信用されないと思うのです。そういう点について、現在法定合併協議会で住民投票をするということは決めないと2人で考えたわけですね。合意したわけですね、会長、副会長が。それはまずいと思いますので、この点について、住民投票をこの法定合併協議会ではしないと決めたそのことについてお答えを願いたいと思うのです。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 初めの人口推計の関係だけお答えしたいと思いますが、例えばいろんな協議会ございますが、一般的コーホートでやっているとところとか、あと実情に合わせた都市の開発部分を踏まえた形で推計、回帰分析と言うのですが、それをやっているとところと、いろいろさまざまです。例えば、県北の方でも人口が将来人口減っていくような推計出しているところもありますし、例えばの話、深谷市ですとか、ああいったところは区画整理だとか基盤整備進んでいまして、人口がふえていくようなところございまして、それぞれ実情に合わせた形の方がよろしいかと思います。ですから、上福岡市、大井町含めまして、この地区は大井町さんも区画整理が済んで、人口もふえてきますし、新しい住民の方が入ってきます。上福岡市も西口の開発事業含めまして、人口が入ってきます。上野台、霞ヶ丘の団地、ましてこれから駒林の土地区画整理も含めて人口増の見込みがあるものですから、単純な出生率云々かんぬんをやるだけの分析の方法ですと実情に合わせた分析になりませんので、こういった形をとらせていただきました。なお、次回も、今回訂正させていただくということで、さっきお話ししましたが、それらを含めて今回、今お話しありましたところも、もう一度検証の方はさせていただきたいと思います。

以上です。

会長（議長） 住民投票の件、できましたら、議案の中にあるものをひと

つご質問いただきたいということでまず1点、ご協力をいただきたいと思います。議案にないことを質問されますと、これは運営ができませんので、その点を質問者にもお願いしておきたいと思います。

住民投票はしない、これは大井町の町長さんと私と合意した事項です。この住民投票というのは、そこに住む住民がその行政区の中でやればいいことでありまして、そういう意味でやらないというふうに申しています。

それから、上福岡市のことを申し上げれば、私は住民代表というのは議会だというふうに前々から申し上げているので、議員さんは住民の投票によって選ばれている。その議会がしっかりとした方向性を出すのは、これは当たり前なことでありまして、その辺を踏まえて、私の方ではあえてそういう一つの説明はしない、こういうことを申し上げているのでありまして、それは説明したから悪いとか、いいとかは、次の市民が判断する。これはやむを得ないことだと思っています。

以上です。

副 会 長

私の方は、今、会長が申しあげましたように、この法定合併協議会の議題とするかという問題で、それぞれの市町で行うという結論が出ましたので、これはそれぞれの市町で行うという決定をいたしました。これは前回にもそのご質問にはお答えしたと思います。私の方の町は私の方の町で、先ほど独自性でいろんな手段を講じてということを申しあげましたけれども、もう既に特集号ですか、これが2号出ておりますし、そういったことで2週間に1回ずつ出すということで、合併についての説明をもう事細かくしている最中でありまして、それから住民投票の直接請求が昨日出ましたので、まだ細かく、数字などはわかりませんが、この点については地方自治法に沿って慎重に対応していきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

会長（議長）

ほかにございますか。
能登委員。

能登委員

確認という形の中で質問をさせていただきます。

土地利用区分別の基本方針という形の中で、18ページの図式は関係なくして、住居系地域、商業系地域、工業系地域、農業系地域の新しいまちづくりの関係の中からこういう文言が書かれているのは当然のことだと思います。隣の18ペー

ジの土地利用の方針図というのがありますけれども、この土地利用の方針図というのは、いろんな面の関係で今後新市の計画をしていく、そういう段階の中で、この図面をどのように利用していくのか。このような形で土地利用方針図と書いてありますからね。それで、現状として相まっていなくて、今後このような形の、細かいことの検討はあるにしても、現状とかけ離れているという関係の、先ほど質問もありましたけれども、どういう形でこの方針図を使うのか、その点をまずお聞かせいただきたい。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 土地利用方針図というこの図面についてですが、実際には今大井町と上福岡市の都市計画図、色分けしたものがあろうと思うのですが、あれが実際には当分生きてくる形になります。それを大まかな形で、この地域について緑ですとか、赤ですとか、こういった形で示したのがこの図面になっております。

それと、もう一点、ことしの９月に県の方から、市町村合併に伴う都市計画区域の再編についてというようなことで文書が入っているのですが、それをちょっと読ませていただきますと、まず、都市計画区域の再編については、市町村合併を優先させ、合併が確実になった時点で市町村との調整を図り、速やかに都市計画区域の再編手続に着手するというようなこともうたわれていまして、都市計画区域の再編に伴う都市計画区域の名称、上福岡都市計画ですとか、今富士見都市計画入っていますが、その名称については、主要な市町村の名称とするというようなことにもなっていますので、これから、先ほどありました都市計画マスタープランですとか地域づくり、そういった住民のご意見も伺いながら、県との調整を踏まえてその都市計画区域が再編されていくのだと。それによりますものとなりますと、大まかな、緑で示してありますが、農業地域はこの辺になるのだとか、赤い部分で示してあります商業地域はこの辺になるのだとか、そういったものが具体化されて、それに基づいたまちづくりが行われていくというように考えております。

以上です。

会長（議長） 能登委員。

能登委員 そうしますと、この土地利用方針図というのは、あくまでもイメージであると。現状とは離れているからイメージであ

ると。それで、いろんな面の関係のところ、ある程度のところを網羅して、このようには掲げているけれども、今後いろんな面で、大井町も、また上福岡市もいろんな関係の中から、先ほども話がありましたけれども、都市計画利用、いろんな面で区画整理事業だとか、あらゆるものをやって、それでいろんな流れの中でまちづくりをつくってきた。それは、一つとしては基本になるけれども、今の現状として、商業地域ということで、私たちの方で、上福岡市の駅の周辺が真っ赤っかで、それで川越街道に面しているところの主要幹線道路のところ、商業地域が今非常に大井町としては活発にそういうふうに行われているけれども、小さな丸がちょっと入っているだけ。あとは、ふじみ野駅の隣のツインタワーのところに区画整理事業で開発したアウトレットモール的な商業地域のところでイメージで一つ。そういうような形の中で、土地利用方針図と書いてありますから、これが基本になって、反対にこの図は、土地利用図というのではなくて、土地利用区分についての基本方針というものは、この文面について何も私に対しては異論はないのです。この図を示されたということにちょっと違うのではないかなと。住民の方々も新しいまちづくりに対してのイメージがわからないのではないかなというような懸念があったから、基本的な考えとして、この土地利用方針図というのはどういう形で使うのかという形でお聞きしているのです。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 今ご質問の中にありましたが、あくまで私、事務局の方ではイメージ図ということで考えておりまして、実際には都市計画図、街区を切って地区をきちんとした、今1市1町持っていますその都市計画図によりますものが具体的なまちづくりになっていきます。あくまでここでは大ざっぱに、具体的にどこの道路に接道しているとか、そういったこともこの図面ではおわかりにならないと思うのですが、あくまでこの辺の地域が商業としてやっていくのか、工業としてやっていくのか、両側の方が緑色であります農業系の地域なのかと、イメージとしてとらえていただければと思います。

以上です。

能登委員 了解しました。

会長（議長） ほかにありますか。
野溝委員。

野溝委員

野溝です。

ただいまの質問の中で、事務局から答弁もありましたが、都市計画区域の再編については合併した新市を優先するという点でありますので、そういった点では、合併後、上福岡、大井が一つの計画区域の中でまちづくりが進む方向性というものは明らかになっていくかなと思います。先ほど塚越委員さんからも同じような質問があったわけですが、日ごろどちらかというと反対論を唱えております塚越委員さんが、そういう都市計画をしっかりとやれば、なかなか合併にご理解をいただけない方、あるいは反対の方も理解をいただけるようになるのではないですかというような、私は応援のメッセージとして冒頭聞かせていただいておりますが、全くそのとおりかなと思うのです。新市建設計画というのは、夢を形にしていくために、まず入り口として大切なことです。ですから、住民の皆さんに、合併によって私たちの新しいまちがどうでき上がっていくか、そこに向かっていくための夢を形にしていくために大切なものでありますので、そういった点では、事務局からも再三答弁がありましたとおり、合併後は富士見都市計画、そして上福岡の都市計画を一日も早く統一化を図っていくということの答弁がありましたので、まずそういったものをこの土地利用について、しっかりと新市建設計画の中にうたっていたいただきたいと思います。私は思います。

そこで質問なわけですが、17ページの3の土地利用についての基本的な考え方の(3)であります。圏域内の交通ネットワークの活性化であります。私たちのところも大変、昔から比べればバス路線も多く出てきたりしまして、幾分利便性は図られておりますが、しかし限られた路線しかまだないエリアであります。上福岡の西口通り線も開通し、ターミナルもできると、また新たな路線もできるようでありますけれども、しかしまだまだ十分ではない点もあるかと思います。そのようなことから、ここにうたわれている圏域内及び周辺自治体との道路ネットワークづくりを進め、圏域内交通手段の充実を図りますと記されておりますが、圏域内の交通手段、どのように計画として今考えているのか、お示しいただければと思います。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

ただいまご質問いただきました圏域内交通ネットワークの活性化ということでございますが、この後、次回第3回会議には、任意協でお示ししました、委員の皆様からいただい

た提案に基づきますそれぞれの施策、入ってきます。その中で、例えばの話、圏域内交通手段としますと、ただいま大井町さんで運行されています町内のバスですか、循環バスですか、ああいったものも、ですから新市に向けて、そのルートが1市1町一体的な整備ということで考えますと、公共施設を回るルートですとか、そういったルートの変更ですとか、そういったものを含めて、交通手段とすると考えられるのかなと思います。任意協の段階で委員さんの提案の中にも、やはりそういったバスの運行ですか、循環バスの運行というご提案もありましたので、そういったものも含まれていくのかなというふうに考えております。

以上です。

会長（議長） 野溝委員。

野溝委員 この土地利用方針図からいきましても、上福岡市、大井町の中では住宅系地域が大部分を占めているわけですので、今後人口誘導を図っていくためには、そういった交通手段というものを明確につくっていかないと、これからの少子化の中で、首都近郊というこの30キロエリアの魅力を持たせていくには、魅力に欠ける部分ではないかなと思いますので、今後しっかり交通手段につきましてはこの中に入れていっていただかなければならないのかなと思います。

そこで、もう一点ですけれども、これはなかなか、県の事業でありますので、私どもがどうこう言えるものではございませんし、昨今の経済状況からいきましても、県の財政状況が厳しい中で実現性は大変難しいものもありますけれども、県の方から示されております県の東西交通の新システムであります、ふじみ野駅周辺を通り所沢というふうなものが以前示されております。これらとの今回の新市建設計画、どのようにお考えか、示していただければと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 ただいまご質問ありましたが、今県事業ということで、合併協の方から県の方にこういった事業をやってくださいというのが、大井町さん、上福岡市さん、両方出てきましたので、そういった事業を県の方に調整として上げております。そういった中で、今県の事前の調整、回答待ちの状態なのですが、そういった中で県の方がどういった形で新市の合併のために推進してくれるのかということも含めて、これからそういったことも出てくるのかと思います。そしてまた、委員

さんからの提案ですとか、2市2町のと時からそういったことも入っておりますので、そういったものも含めての新市の計画づくりになるのかなと思っています。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ないようでございますので、協議事項の協定項目10の新市建設計画、第1章～第3章について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

そのように決定をさせていただきたいと思います。原案のとおりということで決定をさせていただきます。

休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時21分再開

会長（議長） それでは、再開をしたいと思います。

次に、協議事項の協定項目7、地方税の取扱い（案）について協議します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、会議資料の19ページをごらんください。協議事項の2番目からとなりますけれども、本日の協議内容を表にして掲載してございます。19ページから21ページの表ですけれども、本日は特例法に規定されている協定項目が2項目、その他の必要な協定項目が13項目、計15項目の審議をお願いいたします。

この表の中段には、協議内容ということで、本日の調整方針（案）の概要を掲載してございます。なお、調整方針（案）につきましては、任意の協議会でご審議をいただきました内容をもとに作成しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1点ずつご説明をさせていただきます。まず、協議会資料の22ページをごらんください。協議事項の、

協定項目の7、地方税の取扱いについてご説明を申し上げます。

23ページをごらんいただきますと、調整方針(案)がございます。上福岡市と大井町の税制度につきましては、ほとんど相違がございませんで、唯一税率等に差異がある都市計画税率につきましては調整方針を出しております。この方針(案)では、上福岡市が採用しております0.25%に合わせるという内容となります。

23、24ページと26ページまで現況を掲載しておりますけれども、税率を変更した場合の影響額ですけれども、27ページ、参考資料として掲載してございます。平成15年度の税収の決算額で試算をいたしましたところ、大井町が0.3%でございますので、これを0.25%に合わせた場合に約1億円の影響が出るということで試算してございます。参考としてごらんくださいませ。

協議事項の 、地方税の取扱いについての説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長(議長)

ご苦労さまでした。

ただいま協議事項 の協定項目7、地方税の取扱い(案)について、事務局から説明がございました。資料といたしましては、22ページから27ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長(議長)

それでは、ご意見がないようですので、協議事項 の協定項目7、地方税の取扱い(案)について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長(議長)

挙手多数であります。

それでは、協議事項 の協定項目7、地方税の取扱い(案)につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、一般職の関係に入りたいと思います。次に、協議事項 の協定項目8、一般職の職員の身分の取扱い(案)について協議をしたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料の28ページからになります。引き続きまして、協定項目の8、一般職の職員の身分の取扱いについてご説明をさせていただきます。

29ページをごらんいただきますと、調整方針がございます。一般職の職員は、合併する場合につきまして、合併の日の前日に失職するものでありますけれども、合併特例法で、引き続き新市の職員としての身分が保障されるとともに、身分の取扱いについても公正に処理するよう定められております。

そこで、調整方針といたしましては、一般職の職員はすべて新市に引き継ぐこととし、1として、職員数は新市において適正化に努めることとします。2として、職名等については、合併時まで調整し、統一を図ります。3として、職員の給与についても統一を図ることとします。

なお、32ページ、ごらんいただきますと、参考までに現在の職員の年齢別配置状況を掲載しております。全体として45歳以上の職員が多くおるために、平均年齢も高くなってございます。参考としてごらんくださいませ。

これで、協議事項の3番目、一般職の職員の身分の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長）

ご苦労さまです。

ただいま協議事項の協定項目8、一般職の職員の身分の取扱い（案）について、事務局から説明がございました。資料といたしましては、28ページから32ページまでです。

ご質問等、ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

塚越委員。

塚越委員

職員等の身分についてというのは、合併した市町村の話を聞きますと、なかなか非常に差しさわりの多い話なのです。さいたま市などからもいろんな話が聞こえてきますし、またほかからもいろんな話が聞こえてきます。上福岡市と大井町で見てみると、この表、よくできているので、職員1人当たりの住民数で見ると、普通は市の方が多いのだけれども、逆に町の方が多くなってしまっている。上福岡市が115人で大井町が135人という、かなり開きがあるのです。それから、もっと大きな開きは、30ページの階層及び人数というところを見ると、部長と次長の数、上福岡市は26人いて、大井町は5人だと。係長級、副主査を含む係長級以上を見ても、大井町が94人で、上福岡市が200人を超えています。

これで見ると、かなり管理職の数に大きな差がある。人口は5万4,000人と4万8,000人で幾らも変わらないのだけれども、管理職の数が倍以上も違うというところが、これ実際、私は合併絶対反対なのですけれども、合併した場合だとしても、なかなか実際に調整難しい問題が発生すると思うのですけれども、ここに書いてある調整方針だけで果たして調整ができるのかどうなのか、極めて疑問が出るところなのです。とにかく大井町の場合は、係長以上が94人で、主任・主事・技師が217人と、こういう構成です。上福岡市の方は、主任・主事・技師等が213人で、それ以上の者が210人、ほとんど同数になっているということで、なかなかこれリアルな問題なので、難しいと思うのですけれども、この調整方針の文言だけではイメージが出にくいので、実際問題これはどうなのだろうということで、提案に当たっての検討の結果がありましたら、お答えいただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 この職名等につきましては、31ページも参考としていただきますと、給料表で、上福岡市さんが8級制、大井町さんが7級制ということで、次長職という部分が存在していないという、ここの部分が差異があるところで、人数についても差がございますが、基本的には調整方針といたしましては、合併時までに調整するというところで、これにつきましては各部署の担当が1本になるような形で、合併時までに十分時間をいただいて調整をするということになるかと思います。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 先ほどの全体的な方針のところ、新市建設計画のあったのですけれども、スリムな行政目指すということになっているから、そうすると管理職総数が何だかんだ言って、これ大井町、上福岡市両方足すと、300人ぐらいになるのかな。すごい数なのです。それ以外が400人ぐらい。となると、これはそのところ大幅に整理されるというふうにこれは読めるのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まだ、組織機構についてもご提案をさせていただいておりませんが、それらも含めまして合併時までに調整をさせてい

ただくということになるかと思います。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 これは、今仕事をしている職員の士気、意欲、また労働条件に大きくかかわってくる問題なので、抽象的にしておいて後で大問題が起きるよりは、やっぱりはっきりするものは、はっきりしておいて調整するというのが正しいのではないかなというふうに思うのです。似たような管理職構成とっているところだと意外と問題ないのですけれども、人口規模が同じなのに、かなり違う構成とっているわけです。これはやはり調整するといっても、相当難しい問題があると思いますので、ぜひこのところ、私、大井町の方に伝えるけれども、島田副会長の方も心して、やっぱり調整方針というのを具体的に出しておいてもらわないと、いいか、悪いか、判断するのも非常に不安だけが出てくる。住民から見ても、これは一体どうなってしまうのだろうということがありますので、そこは副会長の方はどうですか。

副 会 長 管理職が大変多いということですが、先ほど事務局が申しあげましたように、まだ組織そのものが固まっていますので、現在のところ明確に物を申しあげられませんが、行政改革というものがありますので、それらもやはり中心になって考えなければならない問題だろうというふうに思っております。

会長（議長） ほかにありますか。
山川委員。

山川委員 今聞こうと思ったら、先ほど合併までに調整するというので、それは大変なことだなというふうに思いましたけれども、合併そのものの国の方針は、行政リストラといいますか、そういうことが目的のようです。そうしますと、当然この人件費のところであるこの職員の身分の問題というのは大きな問題になってくると思うのです。

そこで、伺わせていただきますが、32ページの参考資料、これは51歳から60歳が209人というふうになっております。10年間の計画で、現況の現職員は引き続き新市の職員として身分保障されるということですから、10年間のうちにこの方々が退職をされて、その人件費が合併の効果ということで計算をされるというふうに思うのですが、これは先ほ

どもお話がありましたが、参考資料でございますので、上福岡市と大井町と別々に何人いるのかということをご示しただきたいと思うのですが、どうでしょうか、伺います。それから、何人ずつになるのか、後から、次の資料で結構ですので、伺わせていただきます。

それと、特に職員の身分の問題ということでは、次回の財政計画の中で明らかになると思うのですが、この点については人件費がどのくらいかかっているのか。上福岡市と大井町と別々の人件費については現在わかっているのでしょうか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今回のご提案、一般職の職員の身分の取扱いということでご提案させていただいておりますので、参考資料の不足の資料であるとか人件費等につきましては、幹事会とも調整をさせていただいて、会議資料として提案できるかどうか、検討させていただきます。
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 身分の取扱いというのであっても、やはり細かい資料というのは、その方々の身分の問題ということは大変重要になってくるわけです。先ほど塚越委員が言いましたように、階層及び人数などが違っているわけですから、そういう意味では財政的な参考をぜひ聞かせていただきたいと思ったのですが、それは出ていないということですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 この表を積み上げるに当たりまして、上福岡市、大井町は出てございますし、財政計画の方では、人件費という枠組みで歳出を区分しておりますので、それも両方の積み上げで出ておりますので、資料としてはございます。ただ、新市の財政計画、あるいは身分の取扱いの中で、その資料については幹事会と調整をさせていただくということによりお願いいたします。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 今は答えられないということなのですか。ぜひ答えていた

だきたいのですが。今は答えられないということでもいいですか。答えてください。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 本日は資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。
以上です。

会長（議長） ほかにありますか。
鈴木委員。

鈴木委員 一般職の職員の身分の取扱いということなのですが、これ以外にもパート、臨時的任用職員及び嘱託、その他の活動でさまざまな重要な仕事をされている方がいると思うのですが、この取扱いはどうなるのかだけ、ちょっとこれとは離れるかもしれませんが、お答えいただければと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 この協定項目の中では、パートさんの取扱いの方針については出させていただいておりませんが、合理化できる部分は合理化ということもありますので、財政計画では、任意協の段階では極力効率化できるものは効率化をさせていただくということでやっておりました。協議会の中での調整方針としては、パートさんの取扱いというところは出ないのかなと。難しいものかなと考えております。
以上です。

会長（議長） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ないようでございますので、協議事項 の協定項目 8、一般職の職員の身分の取扱い（案）につきまして、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項 の協定項目 8、一般職の職員の身分

の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議事項の協定項目11、財産及び公の施設の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料の33ページからになりますけれども、引き続きまして、協定項目の11、財産及び公の施設の取扱いについてご説明をさせていただきます。

34ページですが、方針（案）と課題問題点ございますが、合併した場合の原則といたしましては、関係市町が所有していた財産は、すべて新市に引き継ぐとありますので、1市1町の場合も、財産及び公の施設は、調整方針（案）、新市に引き継ぐこととしてございます。

35ページ以降、現況をお示ししておりますが、38ページですが、こちらではこの財産処分につきましては、廃置分合の議案審議の際に合併関連議案として議会での審議が必要となっておりまして、財産処分に関する協議についての議案を参考までに掲載してございますので、ごらんください。

以上で、協定項目の11、財産及び公の施設の取扱いについての説明を終了します。よろしく申し上げます。

会長（議長）

それでは、今事務局の方からご説明がございました財産及び公の施設の取扱い（案）について、ご質問等がありましたら、どうぞ。ページ数は33ページから38ページまでです。
塚越委員。

塚越委員

36ページのところに、基金と債務の現況というのがあるのですが、この数字はいつのものなのかな。平成14年度以降の支出予定額なんて書いてあるのだけれども、いつの数字かなというのが確認が一つと、それから平成16年度予算の今直近の補正予算段階で、それが執行したとしての基金、債務が、この数字に当てはめるとそれぞれどういうふうになるのか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

こちらの掲載させていただいている数字は、財産のところもそうですけれども、すべて平成15年度の決算ということであらわしてございます。

予算の段階ですと、財政調整基金等もそうですが、取り崩

したものがまた積み立てられるという流動的な部分もございますので、16年度当初予算についてはここでは反映させてございませんで、数字についてもここに入れ込む予定はございません。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 15年度決算と16年度の予算執行を前提にした数字では、相当大きな開きが出てくるのではないかと思います。政府の方のいろんな制度も動いてまいりますし、また地域の開発事業等やいろいろございますので、そういう点で一応参考値として、ここは審議の場ですから、予算執行をしたとしての基金のそれぞれの残高及び債務の残高はどうなるのかということでお答えはいただけませんか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 現在その数値、持ち合わせておりませんので、幹事会さんの方とも調整をさせていただいて、資料として提供できるかどうか、検討させていただきます。
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、協議事項 の協定項目11、財産及び公の施設の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） ありがとうございます。

挙手多数であります。

それでは、協議事項 の協定項目11、財産及び公の施設の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議事項 の協定項目12、特別職の職員の身分の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料の39ページからになります。引き続きまして、協定項目の12番、特別職の職員の身分の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

40ページ、方針（案）ございますけれども、市長、町長、助役、収入役、教育長などの常勤の特別職、また各行政委員会の委員などの非常勤特別職などは、新設合併の場合は合併の日の前日にすべて失職することとなります。

そこで、調整方針といたしましては、1として、新市の市長は合併の日から50日以内に選挙を行い、その間は市長の職務執行者を置くこととします。2として、特別職や行政委員会の委員等につきましては、すべて失職し、新市の長が新たに選任することとします。3、その他、法令等に定めのない、給与や報酬、定数等につきましては、1市1町の長が別に協議して定めることとします。

42ページまで現況を示させていただいておりますが、43ページから参考資料を掲載させていただいております。選挙までの50日間に行政の各種処分が行われませんと住民生活に大きな影響が生じることから、暫定の予算や条例、行政委員会などの設置が認められてございます。これらの内容を掲載しておりますので、参考までにごらんくださいませ。

以上で、特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長）

ご苦労さまでした。

ただいま協議事項 の協定項目12、特別職の職員の身分の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料としては39ページから46ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら、お受けしたいと思えます。ございますか。

塚越委員。

塚越委員

この調整方針（案）だけだと、上福岡市、大井町で現在行っているというのはわかるのですが、合併した場合はということで、協議して決めるということなのかもしれませんが、どうなるかは全くわからないわけですね。さいたま市なんかでも、合併した後、議員報酬が大きく上がるなんていうことで大いに話題になっているのですけれども、5万人の自治体が10万人になるということで、これらの特別職報酬はこのまま据え置くというような表現というのは、これはできないのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 特別職の報酬ですとか議員さんの報酬につきましては、すべて報酬審議会等を通しまして、議会での議決が必要となりますので、調整方針（案）としては、そこまではお書きできないと。あくまでも長が協議して、それを条例等で議会で審議をしていただくことによって固まっていくということになりますので、あくまで方針（案）を示させていただいているというところでございます。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 ということで、5万人規模の自治体が10万人規模の自治体になった場合の報酬については、この方針（案）では、それが据え置きなのか、上がるのかについての約束も保証もできないという方針だという確認でよろしいですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 もう一点、こちらはあくまで協定項目の方針（案）を示させていただいておりまして、財政計画でもこの部分につきましては触れさせていただくことにはなりますが、その中では、ある程度、現在の報酬が同一だった場合、あるいは類似団体の報酬等参考にしたということ、何かしらの数字を利用させていただいて計算をさせていただいて、そこで行革の効果があるのかどうかを判断させていただくという予定でいくつもりでございます。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そうすると、財政計画のところで一定の予測値みたいなのを踏まえながらということやっておいて、こっちの身分取扱いのところでは、それはわからないのだということやっているとということだと、この取扱いについては、やっぱりわからないというふうに言わざるを得ないのですけれども、結局そういうことですね。

会長（議長） 事務局。

事務局 先ほど申しましたように、報酬の額等につきましては議会

での議決が必要となりますので、こちらでは書けないということになるかと思います。

以上です。

会長（議長） これは審議会で決めていただくことですから、今ここで決められるわけがない。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ないようでございますので、協議事項 の協定項目12、特別職の職員の身分の取扱い（案）について、お諮りをいたします。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、協議事項 の協定項目12、特別職の職員の身分の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議事項 の協定項目13、条例・規則の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会の資料の47ページからとなりますけれども、引き続きまして、協定項目の13番、条例・規則の取扱いについてご説明をさせていただきます。

48ページに調整方針をまとめておりますが、条例、規則につきましては、協定項目や事務のすり合わせに伴う調整方針に基づきまして統一し、新市における事務事業に支障を来さないように整備することといたします。参考として、49ページに暫定施行する条例ですとか、専決処分する条例等の区分を示してございますけれども、合併時に統一が困難なものは旧市町の条例を暫定的に施行しまして、新市になって空白期間が許されないもの、あるいは住民の皆様の権利、利益にかかわるもの、職員の勤務条件に関するものなど、これにつきましては専決する条例ということになっております。

なお、50ページから、さいたま市の例を出させていただきますが、合併したときに、市長の職務執行者によりまして283件の条例が専決処分されてございます。そのうちの主な条例を掲載しておりますので、参考としてごらんくだ

さい。

以上で、13番目、条例・規則の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ご苦労さまでした。

ただいま協議事項 の協定項目13、条例・規則の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は47ページから53ページまでです。

ご質問、ご意見等ありましたら、発言をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 このさいたま市で専決処分した条例というの、ここでいきなり専決処分というのが話が出てきたのですけれども、どれを専決処分にして、どれをしないのかというのはどこで決めるのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今の協議会資料の49ページの2番として、専決処分する条例ということで、新市の制度として専決処分にする条例をここに掲げさせていただいております。基本的には、行政を執行する上で空白期間を許されないもの、また勤務条件に関するもの、権利保護に関するものということで、これらにつきましては、先ほどの調整方針にもございますように、事務のすり合わせであるとか、その中で専決処分する条例になるのか、あるいは暫定施行する条例になるのかを検討することになります。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 事務のすり合わせの中でやるというふうなことであるならば、ここにやっぱりそれは、どれを専決処分するのか、しないのかというふうなことは示されてしかるべきだと思うのですけれども。そうしないと、ぱっと見ただけであれですけれども、例えば情報公開条例なんていうのは、大井町と上福岡市では大幅に食い違っております。これをどういうふうな形で決定するのかというのは、市民生活にかかわる重大な問題だというふうに私なんか思うのですけれども、これを専決処分としてやるのであれば、それなりの議論が要るなというふうに私は思います。この点なんかはいかがでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 情報公開条例につきましても、住民の皆様の権利保護に関する分野に属されるものということで専決処分されておるかと思えます。さいたま市の場合は、このようにやったということで、これを参考にしながら、事務のすり合わせに入った段階では、どの部分を専決するかというのを検討することになるかと思えます。

以上です。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 この場には報告されないということなのですか。そこだけをちょっと確認したいのですけれども。どれを専決処分して、しないのか。内容的にはどちらの形でいくのかというふうなことについて。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 現在すべての条例を精査して検討しているわけではございませんので、参考までにさいたま市が専決処分したような条例につきましては、そのような方向になるかと思えますけれども、それをここの協議会の場で一つ一つ審議をするということは予定しておりません。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。

山川委員。

山川委員 引き続き同じ質問なのです。専決処分した条例というのが出ておりまして、大変住民の利益にかかわる問題、また上福岡市独特の条例などもございます。特に市民参加でつくりました介護保険とか環境基本条例とか、そういうものが専決処分されているわけです。そうすると、やはり先ほどから鈴木委員が言っているように、どこでこれが検討されるのか。そして、どの条例が専決処分されて、そして議会に提案するのは何なのか。613の、市町の長が所管する条例、規則があるわけです。それで、あとずっと、水道とか下水とか、また企業会計でやっているようなものの条例もあるわけです。ですから、そういうものについては一体、これは専決処分するけれども、これはすり合わせをするとか、そういうことをきちんと示していただかないと、これはちょっと取扱いという以上は、取扱いはどうなるのかということを示していただ

くことが大事だと思うのですが、どうでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 あくまでも一つ一つの行政現況等を調査しながら、事務のすり合わせの段階で暫定施行。暫定施行というのは、今ある条例を、例えば上福岡市だったら上福岡地域だけに施行させる、あるいは大井町の地域だけに施行させる。あるいは一つの条例としてつくるのかというのは、事務のすり合わせの段階の中で行っていくことになります。
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 事務のすり合わせはどこでやって、そしてそれはこの法定合併協議会の中に明らかになるのかどうかということを再三にわたって聞いているのです。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今のところの予定では、事務のすり合わせについては、合併の準備組織、こちらで行うこととなろうかと思います。合併協議会におきましては調整方針をご確認いただくことが委員さんのお役目となることになるとと思います。
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 方針だけ、取扱いについての方針だけを法定合併協議会で決めると。しかし、その行方はどうなるかわからないなんていうのは、やはり大変無責任だと思うのです。それは、合併後に決めるという、今の話ですと合併後に調整して決めるのだということですけれども、この住民参加でつくった条例はどうなるのか、そしてこの住民の権利を守るというような問題についてはどうなのか。そういうことがやはり示されないと、賛成、反対というのは表明できないのではないですか、委員は。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 合併後に決める場合につきましては暫定施行する、合併前に決めるものにつきましては専決処分をするという形にな

ろうかと思いますが、いずれにせよ、両市町の行政調整の段階で審議したものを各議会さんの方にご説明をしながら進めていくことになろうかと思います。

以上です。

会長（議長） 鈴木委員。

鈴木委員 つまり、これを専決処分するというふうなことについて、事務的なすり合わせをしたら、それは議会に示されると。今のお話だと、そういうふうな理解でよろしいのですか。どこでそれがオープンになるのかを確認しておきたいのですけれども、いつの議会で。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 合併前の議会で議決をいただくものもあろうかと思いますが。あるいは、長の職務、権限として条例を専決処分するものもあろうかと思います。それらも含めて、事務のすり合わせの中で行政現況を把握しながら、行政間の調整をするということになろうかと思います。なお、影響が深いものについては、例えば決まり次第、広報等で周知をするなりの広報活動はするものと考えております。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。
塚越委員。

塚越委員 今回ここで議論されている合併というのは、新設合併ということが前提で議論されているわけですから、新設合併の際は、上福岡市、大井町それぞれの法人格が廃止をされて、新たな法人が誕生するということで、人格としては一度中断して新しいものができる。終わって、新しいものができるということになるわけだから、法人格が連続する合併よりは、やはりこういう点については協議の段階できちっとしておく必要があるのではないかなというふうに思うので、質問します。

これですと、さいたま市の例をぼんと出したただけであって、これはあくまでもさいたま市の例であって、時間がないのはわかるのですが、やはりここは上福岡市と大井町の法定合併協議会だから、上福岡市と大井町に、少なくとも条例がこういうものがあって、規則がこういうものがあって、要綱や何かもこういうものがあってという一覧表ぐらい出てきて、

それが上福岡市だけにあるもの、大井町だけにあるもの、また内容によってはまたがっているものだからという、その整理ぐらいはしたものを提示し、我々も認識すると同時に、やっぱり市民にわかるようにするという過程を経て判断をしていかないと、とにかく合併になったら今までの全部失効してしまうわけですから、失効した後どうするのだといっても、これだけの決め事だと、事実上の白紙委任に等しい内容ではないかなと思うのです。それぞれ独自の条例やなんかも結構ありますので、それがどうなるかというのは、ここにあるように、当分の間、引き続き施行することができるという、いわゆる暫定施行扱いに、では何ができるのか、何ができないのか。きっかりと線引けるものでもないと思うのですけれども、はっきりするのは何なのか、グレーゾーンに何があるのかとか、そういうことが少なくとも列記されていないと判断のしようがないと思うし、やっぱり主権者である住民がわからない状態で協議が承認されていくというのは、うまくないと思うのです。法治国家ですから、主権者である住民がわからないまま決まるというのは、あってはならないことだというふうに私は思うのですが、これはいかがなものでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 例えば今のお話の中で、合併協定項目26項目やっておるわけですが、例えば国民健康保険につきましては、税率等につきましては差異があるので、合併後調整するとなつてございます。基本的に、合併後調整するものについては暫定条例を施行するということになります。ですから、介護保険等につきましても、その年度のときに調整をするということになっておりますので、介護保険条例についても暫定施行すると、そのような形になろうかなと。ただ、統一するもの、例えば都市計画税を0.25%に合併時にしますよという場合につきましては、税条例については1本のものになるのかなと。そのような区分で、協定項目の内容によりまして、暫定施行するものがあったり、専決処分するものがあったり、あるいは通常の新市の長が選ばれた後の議会で、その長からの提案で決まる条例もございますので、そういう区分を今後検討していくということになりますが、基本的な大きな部分は、この協定項目の中で調整方針を示させていただいておりますので、それによって暫定施行するものと専決処分するものと分かれるということになろうかと思えます。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そういう暫定施行するものと、それから新たにつくって施行しなければならないものと、いろいろあると思うのですが、その区分がどういうものが出てくるのかということについて、この法定協議会では最後まで提示はできないまま承認というふうになってしまうのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 一応条例、規則についての取扱いについての方針を示させていただいておりますので、その内容につきましては幹事会の方と、こちらの協議会に出せるものというのは、やはり協定項目に絡む条例、規則等になろうかと思いますが、そこら辺の取扱いについても幹事さんの方と調整をさせていただきたいと思います。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 上福岡市、大井町で隣同士だけれども、かなり違うものも結構あるのです。例えば、まちづくりなんかの問題で、マンション建設に係る問題なんか、大井町独自に条例持っていますよね、紛争防止等あっせん調停で。こういうのなんかは、もし暫定施行というので、大井町はそのままいく、上福岡市がないというなら、それはそれでいいのですけれども、調整されて、なくなってしまうのでは困るし、それは一例ですけれども、ほかにもたくさんあると思うのです。だから、重要なものについては、事務的なものだけは、それは事務屋さんの方にお任せすればいいことで、住民に重大な権利や義務が発生するものについては、やはりきちっと列記させていただいて。でないと、主権者である住民がわからないまま協定承認ということがあってはならないことではないですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 政策的に行う条例等につきましては、これは新市の市長の選挙後の議会の中でご審議をいただくことになろうかと思えます。
以上です。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようでございますので・・・
協議事項 の協定項目13、条例・規則の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） それでは、協議事項 の13、条例・規則の取扱いにつきましては、原案のとおり決定させていただきます。
続きまして、次に協議事項 の協定項目15、一部事務組合の取扱い（案）について協議します。
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 協議会資料の54ページからになりますが、協定項目の15、一部事務組合の取扱いについてご説明をさせていただきます。

55ページをごらんいただきますと、合併することによりまして、今までの市町の法人格は消滅いたしますので、加入している組合等からもすべて脱退することとなります。その場合の調整方針となりますが、1として、消防、衛生などの一部事務組合につきましては、合併の日の前日に脱退しまして、新市において合併の日に参加をいたします。2として、広域連合、協議会、これは法定の協議会ということで、埼玉県西部第一広域行政推進協議会でございますが、その協議会等につきましても、合併の日の前日をもちまして脱退しまして、新市において合併の日に参加をいたします。3として、開発公社、両市町の開発公社でございますが、こちらは財産等は新市に引き継ぐという協定項目の方針がございますので、合併時に一つの組織として再編をいたします。4として、上福岡市にございます運動公園の施設管理公社は、新市に引き継ぐとしてございます。

なお、59ページ以降に参考資料としてございますが、地方自治法におけます一部事務組合、広域連合、協議会、土地開発公社の位置づけを示してございますので、参考までにご覧くださいませ。

以上で、協定項目の15、一部事務組合の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ご苦労さまでした。
ただいま協議事項 の協定項目15、一部事務組合の取扱い

(案)について、事務局から説明がございました。資料は54ページから60ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員

58ページの土地開発公社について伺います。

上福岡市、大井町の土地開発公社が持っております財産は、前の財産の引き継ぎですか、財産及び公の施設の取扱いの中に入っているのか、いないのか、この点について伺います。また、これらについては、いつ明らかになるのでしょうか、伺います。

会長(議長)

事務局、どうぞ。

事務局

財産及び公の施設の取扱いにつきましては、市町で持っております基金あるいは債務の合計ということになっております。開発公社が持っている内容につきましては、これにつきましては今回は取扱いということで、開発公社は合併時に再編するということで、その取扱いを掲載させておりますので、その資料等につきましては、先ほど同様、幹事会さんの方と調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長(議長)

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長(議長)

それでは、ご意見がないようですので、協議事項の協定項目15、一部事務組合の取扱い(案)について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長(議長)

挙手多数であります。

それでは、協議事項の協定項目15、一部事務組合の取扱い(案)につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議事項の協定項目16の、使用料、手数料の取扱い(案)につきまして協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

協議会資料の61ページからになります。引き続きまして、協定項目の16、使用料、手数料の取扱いについてのご説明をさせていただきます。

62ページに調整方針を掲載してございますが、まず1としまして、税の証明ですとか住民票など事務手数料につきましては違いがないので、現行のとおりといたします。2として、公民館や体育館など社会教育施設あるいは社会体育施設の使用料につきましては、施設の設置経緯や規模などの関係で違いがございますので、当面は現行のとおりといたしまして、新市において速やかに調整をすることといたします。また、3として、文化・コミュニティ施設、福祉施設につきましても、当面現行のとおりといたしまして、新市において調整を図ることといたします。4として、道路占用料は、上福岡市の例によるといたします。

以上で、協定項目の16番、使用料、手数料の取扱いについての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

会長（議長）

ご苦労さまでした。

ただいま協議事項の協定項目16の使用料、手数料の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料といたしましては、61ページから72ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員

これは、住民生活にとって大変影響のある、また関心の高いものだと思います。そもそも合併については、費用は低い方に合わせるといようなうたい文句がございましたが、これについてはどこにも書かれておりませんけれども、これについてはいかがでしょうか、伺います。ごめんなさい、費用でなくて負担はですね。

会長（議長）

事務局、どうぞ。

事務局

調整方針の1番といたしまして、各種事務手数料は違いがないので、これは現行のとおり。合わせる必要がございませんということでございます。

また、2番、3番につきましては、利用者の方等、団体の方もいらっしゃるし、利用する方もいらっしゃるもので、合併までに、どちらが低い、高いというのは、その施設の規模ですとか、できた年数とか、いろいろさまざまな問題

がございますので、どちらが高い、低いを設定することはできないということで、当面は現行のとおりといたしまして、合併後にお話し合いの中で調整をするという方針にさせていただきます。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 基本的には負担は低い方というふうなことを確認させていただいていいですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 同じ施設で、同じ形態で使っているもので差があるようなものについては、そのようになるのかと思います。
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、協議事項 の協定項目16の 、使用料、手数料の取扱い（案）について、お諮り したいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項 の協定項目16の 、使用料、手数料の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
次に、協議事項 の協定項目17、公共的団体等の取扱い（案）について協議します。
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の73ページからになりますが、協定項目の17番、公共的団体等の取扱いについてご説明をさせていただきます。
74ページ、調整方針がございますが、新市は速やかな一体性の確保のために、公共的団体の統合整備に努めるものとしたしまして、その内容として、1として、1市1町で共通し

ている団体は、合併時に統合するよう、あるいは合併後速やかに統合するよう調整に努めることといたします。２として、統合に時間を要する団体につきましては、当面現行のとおりといたしまして、１０年程度の時間をかけて統合するよう調整をすることといたします。３として、１市１町の独自の団体は、現行のとおりといたします。これが調整方針（案）となります。

以上で、公共的団体等の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ご苦労さまでした。

ただいま協議事項 の協定項目１７、公共的団体等の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は７３ページから７５ページまででございます。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員

これも住民生活にとっては大変影響の大きな各種団体、公共的団体でございます。これは、１、２、３と調整方針がありまして、それぞれどれなのかということがここに示されておりません。社会福祉協議会は一体、今までは例えばこれは課題問題点などで何年までにとかというふうに書いてあるのですが、合併時に統合するとかと書いてあるのですが、社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会など、それぞれ書かれていないのですが、１、２、３のどれなのでしょう、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

１か２ということになるかと思えます。３は共通してございませんので。例えば社会福祉協議会さんは１市１町に共通してございますので、１か２になるかと思えます。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員

１か２になるといっても、１０年間を目途に統合するよう調整に努めるといって、合併時に統合できない団体は合併後速やかにというのと、１０年後に統合するというのでは、全く違うわけです。そういうものからすると、社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会について、そういう公共的団

体があるよと示しておいて、あとは調整方針は１、２、３だよと。１か２だよというのは、余りにもちょっと、住民の利益という点では真剣に考えているのかなという感じがするのですけれども、ちょっとどうなのでしょうね。その点についてお答え願います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 基本的に社会福祉協議会もシルバー人材センターも商工会も、法人格を持った別の団体でございます。行政として統合しなさいと言うことはできません。あくまでも、新市になった場合については、統合整備に努めるよう努力をさせていただくということになります。例えばの例ですと、社会福祉協議会さんなどは、他の合併事例地では、社会福祉協議会独自の合併協議会というのをつくりまして、統合できるのか、できないのか等検討している例もございますが、あくまでも独自の法人格を持った団体ですので、行政の方針としてはその努力規定を示させていただくとどまるのかなと、そういうことになります。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 努力規定を示すということですのですけれども、先ほどおっしゃったように、それぞれ法人格を持っていますから、例えば上福岡市の社会福祉協議会、大井町の社会福祉協議会がそれぞれあってもおかしくないし、名前が違おうとしても、社会福祉協議会が二つあってもおかしくないと思うのです。それぞれの地域を指定して、そこで事業を行うとかという方法もあるのです。ですけれども、速やかに統合するように努めなければならないというふうに、こちらが言えるものかどうかということが、大変おかしい問題だなというふうに思うのですが、この点については統合整備を図ることが方針なのですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 課題問題点に書いてございますとおり、合併特例法で定められてございます。新市におきましては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないと位置づけられてございますので、調整方針につきましても統合整備に努めるということになるろう

かと思います。
以上です。

会長（議長） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、協議事項 の協定項目17、公共的団体等の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項 の協定項目17、公共的団体等の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
次に、協議事項 の協定項目18、補助金、交付金等の取扱い（案）について協議します。
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の76ページからになりますが、引き続きまして協定項目の18番、補助金、交付金等の取扱いにつきまして、ご説明をさせていただきます。
まず、77ページに調整方針を掲載してございますが、補助金、交付金は、目的や効果等を総合的に勘案しながら、これまでの経緯ですとか実績に配慮いたしまして、次の内容で調整することとしてございます。まず、1として、1市1町で同一または同種の補助金については、統一の方向で調整をします。2として、それぞれ独自の補助金につきましては、従来の実績を尊重し、新市に移行後、均衡を保つように調整をいたします。3として、整理統合できる補助金は、新市に移行後、統合するように調整をいたします。
78ページ以降に1市1町の補助金交付要綱を掲載してございますが、法律や制度が固まっております補助金等につきましては、統合が比較的容易となろうかと思いますが、各種団体等に関する補助金は、それまでの実績や経緯がございますので、関係団体の理解と協力というものが必要となるかと思えます。それに基づきました調整方針とさせていただきます。
これで、協定項目の18、補助金、交付金等の取扱いについ

での説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ご苦労さまでした。

 ただいま協議事項 の協定項目18、補助金、交付金等の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は76ページから83ページまでです。

 ご質問、ご意見等がありましたら、お伺いしたいと思います。

 塚越委員。

塚越委員

 大変多くの団体がかかわっている補助金交付要綱なのですが、この調整方針（案）だけだと、では、このところが実際どうなるのかということがよくわからないような気がするのです。同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て統一の方向で検討すると。検討するのだから、統一するとは書いていないといえればそれまででしょうけれども、何をもって同一または同種と定義するかというところなんか難しいと思うのです。それから、独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市に移行後、新市全体の均衡を保つように調整する。この辺も非常に玉虫色の表現で、独自のものなのだけれども、全体の均衡を保つようにと。となると、では独自性がなくなるのではないかなとも読めるし、独自性を維持していてもいいのではないかなというふうにも読めるということで、何とも理解できないし、自分のところの団体だとか、またその事業について、これはどうなるのだろうということが、この法定協の協議事項を見た範囲においては、多分わからないのではないかなと思うのです。

 この法定協の前提としての議論の中に、やっぱり市民によく説明をしながら進めていくことが大事だったのだけれども、やっぱりよく説明してやっていかないと、意見も聞かないまま、一応並べるだけ並べてしまって、それで玉虫色の表現やっておいて、それで決めてしまって、あとは合併になってからだよと、こういう決め方というのは、私はかなり無責任な感じがするのです。もうちょっと、やっぱり一つ一つについての慎重な検討が必要だと思うし、どれがどれに該当するかというのは、ここからは全くわからないわけですよ。一応区分としては、（１）、（２）、（３）の調整方針になっているのだけれども、どの補助金の要綱が（１）（２）（３）にそれぞれ該当するかというのはわからないわけですよ。だから、わからないまま、いいですよというのは、私は無責任だと思うのですが、どうでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 基本的には、合併協定項目の中で補助金等が統一されるということで、調整方針が固まっているものについては統一の方向で検討するようになるのかなと。ただし、そのほかの実績等を尊重する必要があるものについては、新市に移行後に理解と協力を得ながら統一の方向で調整をするということになろうかと思います。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 それは、（１）、（２）、（３）読めばわかるのですけれども、個々の補助金交付要綱等について、その（１）、（２）、（３）の区分のどれになるのか、またその中間的存在に当たるのかという、そういう整理は、できた状態での提案は不可能なんでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 これらにつきましては、事務のすり合わせ、3,000から4,000あるかと思いますが、それらの内容を精査してからでない整理は不可能かと思います。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 3,000から4,000ある事務のすり合わせを精査するというのは、この法定協議会の期間内には到底不可能に近いというふうに思われるのですが、それはいつ精査をされるのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 合併準備組織を、いつ立ち上げるかは別にいたしまして、その中で合併時までには精査をするということになろうかと思います。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

山川委員。

山川委員 調整方針の（２）の新市全体の均衡を保つよう調整するというふうに書いてありますが、これは廃止を意味するのでしょうか。廃止も含めるといえることですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

会長（議長） それらも、新市移行後に各内情を調査しながら調整をするものとなろうかと思います。
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 廃止を含んでいるのかということを聞いているのですから、きちんと答えてください。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 ３番にもございますように、整理統合できる補助金等につきましては統合する。廃止も含めまして検討するものとなろうかと思います。
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、協議事項の協定項目１８、補助金、交付金等の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項の協定項目１８、補助金、交付金等の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
次に、協議事項の協定項目１９、行政連絡機構の取扱い（案）について協議します。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料の84ページ及び85ページになりますが、協定項目の19番、行政連絡機構の取扱いについてご説明をさせていただきます。

まず、85ページごらんいただきますと、上福岡市と大井町では、行政連絡機構として自治会と町会の違いがございます。市町との関係事業や実績、実情、経緯等にも違いがございます。しかし、一つの行政体になるわけですので、統一する必要もがございます。そこで、調整方針といたしましては、行政連絡機構につきましては、当面現行のとおりとして、合併後に町会、自治会等、住民組織の皆さんと協議をしていくものとさせていただきます。

以上で、行政連絡機構の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長）

ただいま協議事項の協定項目19、行政連絡機構の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は84ページから85ページです。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長）

それでは、ご意見がないようですので、協議事項の協定項目19、行政連絡機構の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方、挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長）

挙手多数であります。

それでは、協議事項の協定項目19、行政連絡機構の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議事項の協定項目20、町・字名の取扱い（案）について協議します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料は86ページからになります。続きまして、協定項目の20番、町・字名の取扱いについてご説明をさせていただきます。

87ページに調整方針ございますが、原則として、町字名については現行のとおりといたします。ただし、同一のものは、

合併時までには1市1町の長が協議して定めることといたしまして、なお住所の名称から「大字」を除くことといたします。なお、同一の町字名として、上福岡市、大井町とも、「中央」と「武蔵野」というのがございますが、参考資料では88ページになりますけれども、他の合併事例地での調整方針を掲載してございます。旧の地名を残すような方針で進めている事例がほとんどでございますので、参考までにごらんください。

これで、協定項目の20番目、町・字名の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ただいま協議事項 の協定項目20、町・字名の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は86ページから88ページです。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、協議事項 の協定項目20、町・字名の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、協議事項 の協定項目20、町・字名の取扱い（案）につきましては、原案のとおりと決定させていただきます。

次に、協議事項 の協定項目21、慣行の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 協議会資料の89ページからになりますが、引き続きまして協定項目の21番、慣行の取扱いについてご説明をさせていただきます。

資料90ページにございますように、現在1市1町では、それぞれ独自の市町章、憲章、宣言、また花木鳥、花と木と鳥ですが、これを持っております。これらは新市に引き継がれるべきものではありませんので、これらの慣行につきましては、すべて新市において検討するとしたものでございます。しかしながら、地域の祭りですとか地域行事、コミュニ

ティですとか、伝統文化との結びつきが強いもので、引き継ぐべきものにつきましては、従来の実績等も勘案しながら、新市においても継続するという調整方針でございます。

以上で、慣行の取扱いについての説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

会長（議長）　ただいま協議事項　の協定項目21、慣行の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は89ページから91ページです。

ご質問、ご意見等がありましたら、お伺いしたいと思えます。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長）　それでは、ご意見がないようですので、協議事項　の協定項目21、慣行の取扱い（案）について、お諮りをいたします。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長）　挙手多数であります。

それでは、協議事項　の協定項目21、慣行の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、協議事項　の協定項目24、清掃事業の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局　それでは、協議会資料の92ページからになりますが、引き続きまして協定項目の24番、清掃事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

資料93ページ、右側に課題がございますように、ごみの収集方法ですとか収集回数につきましては、処理施設の整備状況ですとかシステムの違いから、すぐに統一することは困難でございます。そこで、調整方針といたしまして、1として、分別の収集方法ですとか収集回数は、当面は現行のとおりといたしまして、新市で作成いたします処理計画により調整を図るものいたします。また、2として、ごみの処理・処分手数料につきましては、負担の低い上福岡市の例によることといたします。3として、処理業に係る申請手数料は、大井町の例によるものいたします。

これで、協定項目の24番目、清掃事業の取扱いについての

説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ただいま協議事項 の協定項目24、清掃事業の取扱い（案）について、事務局から説明がございました。資料は92ページから94ページであります。

ご質問、ご意見等がありましたら、お伺いしたいと思います。

鈴木委員。

鈴木委員 清掃事業について、合併後に統一を図っていくということになるのですけれども、そうしますと、先ほど協定項目13の方でさいたま市の例として、廃棄物の処理及び再利用に関する条例、清掃センター条例は専決処分の対象とされているのですけれども、専決処分をすることができないというふうに思うのですが、この点はいかがでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 条例につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、事務のすり合わせの中で統一できるものは統一いたしますと。ただ、こちらのように、当面現行のとおりとするというのは、ここで条例が必要となるものについては暫定的に両市町の一部の地域で施行するということになるかと思えます。あくまでも、先ほどはさいたま市の参考ということですので、そのまま引き継ぐというものではございませんので、よろしくお願いいたします。

会長（議長） よろしいですか。
ほかにございますか。
塚越委員。

塚越委員 この調整方針だと、果たしてどうなるだろうかというのが、ちょっと読み取れないと思うのです。ごみの問題というのは、一日も休むことができない非常に重大な問題なのですが、手数料が上福岡市の例による、これはわかるのです。申請手数料は大井町の例による、これははっきり書いてあるけれども、1のところで読んでみると、収集方法及び収集回数、それから処理施設の整備状況及び集積場の状況、収集方法の周知などの課題から、当面現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整すると。だから、新市において作成する一般廃棄物処理計画の方向性というのは、現段階ではわからないのは当然なのですけれども、い

わゆる調整するといっても、全くわからない状態での調整だから、事実上、白紙に近い。２、３はわかりますけれども、１については白紙に近いというふうに解せられますが、そういうことですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 １番につきましては、こちらに書いてございますように、処理施設の状況から合併時までには統一することはできないということでございますので、新市におきまして一般廃棄物処理計画を作成するというのが調整方針になるかと思えます。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そうすると、よくわかってくるので、とにかく大井町は大井町のとおり、上福岡市は上福岡市のとおり。新市ができたときには、どういう計画になるかわからないけれども、そこでつくるのだと。ただ、その時期についてはというのが、これは速やかというのが入っていないわけだから。ほかは入っていましたよね。だから、少なくとも速やかではないというふうに解釈してよろしいですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 新市において作成する計画が速やかにつくるかどうかにつきましては、これは新市において検討するべきものと考えられますので、新市において十分検討するということになるかと思えます。
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、協議事項、協定項目２４、清掃事業の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項 の協定項目24、清掃事業の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
次に、協議事項 の協定項目26の 、電算システム事業の取扱い（案）について協議いたします。
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料95ページからですが、協定項目26の 、電算システム事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。
資料の95ページ。大変失礼いたしました。95ページ二つございまして、申しわけございません。2枚目の95ページなのですが、右側に課題がございませうように、電算システムの統合については、長い時間と多大な経費が必要となります。さらに、十分な準備と専門的な検討も必要となります。しかし、今までと同様のサービスを提供するためには、電算システムの統一は必要不可欠であるということから、調整方針（案）といたしましては、住民生活に支障を来さないよう合併時に統合を図りますが、合併時に必ずしも統合を要しない単独の電算処理システム等につきましては、新市におきまして調整をするとしたものでございます。
以上で、電算システム事業の取扱いについての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

会長（議長） ただいま協議事項 の協定項目26の 、電算システム事業の取扱い（案）について事務局から説明がございました。資料としては、95ページが二つありますので、訂正をさせていただきたいと思いますが、ご質問、ご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。
塚越委員。

塚越委員 電算システムについては、どこでも大きな課題になっているようなのですが、あえて聞きますと、IT業界では合併特需という言葉があるぐらい、合併に伴っての仕事がたくさん出てくるといことなのです。課題問題点の中に、時間がかかる上に、経費も必要となるので、十分な準備と専門的な検討が必要となるということなのです。ただ、方針の中を見ると、住民生活に支障を来さぬよう合併時に統合を図るものとする、こうなっているのです。そうすると、今回、私は反対なのですけれども、急いで合併するというふうにタイムテ

ーブルつくられていますので、時間がかかる上に経費も必要、それで合併時に統合すると、こう書いてあるのです。そうすると、課題問題点というのは本当に問題点だと思うのです。経費がどのくらいかかるのか、時間がかかるのか。全国でいろいろ合併している自治体がありますので、そういう事例を引いてみて、現在どういう見当をつけているのか、わかりましたらお答えください。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事 務 局 電算システムの統合につきましては、例えばこちらにございますように、住民生活に支障があるもの、例えば住民記録ですとか、そういうものについては合併したときに、まだ旧の住所で出ると困るというようなものは統合が必要であるということで書かせていただいておりますが、この調整、この統合の中身につきましては、例えばどちらかの形に寄せるとか、あるいは新しいシステムを開発するとか、いろいろな形がありまして、なかなか現段階でどちらになるというのは、ここの協議会の中ではお話ができないのかと思います。今後十分担当の方で詰めていく必要があるのかなというところかと思います。

参考までに、狭山市さんが試算、狭山市、入間市で試算をさせていただいたということがございますが、統合に15億円程度かかったというようなことは聞いております。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 入間市、狭山市、自治体規模が若干大きいですがけれども、大変な金額がかかると思うのですけれども、これも直接かかる経費と間接経費と、そこもよく分析しなければならぬと思うのですけれども、電算関係というのは、直接のソフト関係だけではなくて、その周辺の問題も結構かかってくるものなのです。また、手間の問題も、直接の手間と間接の手間と、こうなってくるのですが、そういうことから見て、では上福岡市、大井町に置きかえた場合、経費的にどのくらいになって、合併時に必要としない単独処理システム、これは新市において調整するといったときに、この時間的な問題だとか、今後検討すると思うのだけれども、いつごろまでにどこがはっきりするのか。住基やなんかは合併時までには何が何でもやり切らなければならないということでしょうけれども、

住基以外の部分で単独処理システムの部分の、その辺の交通整理をもうちょっと詳しくお話しいただきたいと思うのですが。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 現在行政の電算担当の方で調整を始める段階でございますので、細々にわたっての、現在では説明がちょっと難しいところでございます。
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 今やっているところだということで、いつごろならその辺が説明できますか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 基本的には、電算の統合については予算がかかる話になるかと思います。でございますので、例えば補正予算なり当初予算の中で、各市町の議会の方で議決をいたくなり審議をいただくことが必要となりますので、その段階で予算が上がった段階であれば、ある程度の方針が出ている段階なのかなと考えております。
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、協議事項 の協定項目26の電算システム事業の取扱い（案）について、お諮りします。
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。
それでは、協議事項 の協定項目26の 、電算システム事業の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
次に、協議事項 の協定項目26の 、広報広聴関係事業の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の96ページからになりますが、本日最後の協定項目でございますが、26番の 番、広報広聴関係事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

97ページをごらんいただきますと、広報広聴事業の現況をお示ししておりますが、これらの調整方針といたしまして、として、広報紙の発行は、現行と同様に月1回といたします。として、その他の広報事業は合併時に統合いたしまして、引き続き情報の提供に努めることとします。として、提案制度などの広聴事業は、合併後速やかに充実を図るものでございます。として、相談業務についても、現行の業務を実施できるよう調整をするということでございます。

以上で、協定項目の26の 番、広報広聴関係事業の取扱いについての説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

会長（議長） ただいま協議事項 の協定項目26の 、広報広聴関係事業の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は96ページから101ページです。

ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、協議事項 の協定項目26の 、広報広聴関係事業の取扱い（案）について、お諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、協議事項 の協定項目26の 、電算システム事業の取扱い（案）につきましては原案のとおり決定させていただきます。

以上で本日の協議事項は終了いたしました。

その他。

〔「広報広聴、間違った・・・」と言う人あり〕

会長（議長） 協議事項 の協定項目26の 、広報広聴関係事業の取扱い

(案)ですね。失礼いたしました。訂正させていただきます。

その他について、私の方からちょっとご提案を申し上げたいと思っておりますが、実は新市名の検討委員会の委員さんについてということで、ちょっとお諮りしておきたいと思いますが、1点目は、新市名の検討委員会の委員の選出についてでありますけれども、新市名検討委員会につきましては、さきの第1回会議で委員の構成が決まり、各市町から3号委員と4号委員、それぞれ1名ずつ選出いただくことになりました。そこで、各市町においては関係者間でお話しをいただき、向こう1週間以内に委員を選出いただきたいと思いますと思っております。それが1点目です。

それから、2点目、これは検討委員会の開催日の変更についてであります。これも、さきの第1回会議で名称候補の事前審査を来年1月6日に予定させていただいたところですが、会場等の都合で1月5日、水曜日に変更させていただきたいということであります。なお、1月5日、水曜日は午前10時から大井町役場第2庁舎で予定しております。

以上2点についてご了解をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

会長（議長）

ありがとうございます。

では、この件につきましては、そのように取扱いをさせていただきますと思います。

以上で本日の協議事項はすべて終了しました。

そのほかにつきましては、議事進行に対するご意見等があるかと思いますが、大変長時間にわたりましてありがとうございます。

先ほど鈴木委員の発言を私は意見ということ拒否いたしました。毎回、質問あるいは意見がございますかということで申し上げておりますので、その3回の中で意見を申し述べていただきたいと思います。

以上であります。

大変ご苦労さまでございました。

事務局

大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして上福岡市・大井町法定合併協議会の第2回会議を終了させていただきます。

なお、次回の会議資料は、この後、20日に向けた調整を行いまして、その上でお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

長時間にわたりましてありがとうございました。お帰りの際は、恐れ入りますが、名札や傍聴券を出口にて係員にお渡ししたいと思います。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時 4 7 分閉会